

第五十五回国会 交通安全対策特別委員会 議 院 交通安全対策特別委員会 議 録 第 十 五 号

昭和四十二年七月十九日(水曜日)

午後零時四十五分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事 大久保武雄君 理事 大竹 太郎君

理事 木部 佳昭君 理事 登坂重次郎君

理事 堀川 恭平君 理事 太田 一夫君

理事 山田 耻目君 理事 春日 一幸君

理事 大石 八治君 加藤 六月君

理事 河野 洋平君 丹羽 久章君

理事 広川シズエ君 古川 大吉君

理事 井上 泉君 後藤 俊男君

理事 松本 忠助君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

運輸大臣 大橋 武夫君

國務大臣 塚原 俊郎君

出席政府委員

内閣総理大臣官 宮崎 清文君

房陸上交通安全 調査室長

大蔵政務次官 小沢 辰男君

通商産業政務次 官 宇野 宗佑君

労働政務次官 海部 俊樹君

建設政務次官 澁谷 直藏君

委員外の出席者

議 員 古川 文吉君

通商産業省重工 業局次長 赤沢 璋一君

建設省計画局参 事官 大津留 温君

七月十九日

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十名提出、衆法第四二二号)

は本委員会に付託された。

七月十三日

交通安全対策推進に関する陳情書(中国五県議 会正副議長会議代表山口県議会議長吉井公人) (第三三七号)

同外一件(中国四国九県議会議長代表徳 島県議会議長阿部豊外一名(第四一四号))

児童生徒等に対する交通安全対策推進に関する 陳情書(関東一部九県議会議長会常任幹事東京 都議會議長大日向萬次外九名(第四一三三号)) 同月十七日

交通安全対策推進に関する陳情書外九件(長崎 市興善町六の二四長崎県村議會議長会長馬渡 清吉外九名)(第五〇〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の 防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外 十名提出、衆法第四二二号)

○山下委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました大久保武雄君外十名提出 にかゝる土砂等を運搬する大型自動車による交通 事故の防止等に関する特別措置法案を議題といた します。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故 の防止等に関する特別措置法案

故の防止等に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、土砂等の運搬の用に供する

大型自動車の使用について必要な規制を行なう とともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化 等を図ること等により、土砂等の輸送に関する 秩序を確立し、もつて道路交通の安全に寄与す ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂等」とは、土、 砂利(砂及び玉石を含む)、砕石その他政令で 定める物をいう。

2 この法律において「大型自動車」とは、道路 交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に 規定する大型自動車であつて、もつばら貨物を 運搬する構造のものをいう。

3 この法律において「事業用自動車」とは、道 路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第 二条第八項に規定する事業用自動車をいう。

(表示番号の指定)

第三条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動 車(事業用自動車であるものを除く。)を使用し ようとする者は、運輸省令で定めるところによ り、次に掲げる事項を運輸大臣に届け出ると ともに、運輸大臣に申請して、当該大型自動車 について表示番号の指定を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 経営する事業の種類及び規模その他の概要

三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録 年及び最大積載量

四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定 数量

五 自動車の車庫又は常置場所の位置

六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者 の勤務時間、乗務時間及び乗務距離

七 自らの運転者である場合にあつては、そ の乗務時間及び乗務距離

八 前各号に掲げるものほか、運輸省令で定

めるもの

2 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車 (事業用自動車であるものに限り。)を使用しよ うとする者は、運輸省令で定めるところにより、 運輸大臣に申請して、当該大型自動車について 表示番号の指定を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届 出事項に変更があつたときは、運輸省令で定め るところにより、すみやかに、その旨を運輸大 臣に届け出るとともに、運輸大臣に申請して、 当該大型自動車について表示番号の指定を受け なければならない。

4 第一項又は前項の規定による届出は、道路運 送法第九十九条第一項の規定による届出とみな す。

(表示番号等の表示)

第四条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車 (以下「土砂等運搬大型自動車」という。)を使 用する者は、運輸省令で定めるところにより、 前条第一項から第三項までの規定による指定に 係る表示番号その他運輸省令で定める事項を当 該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいよう に表示しなければならない。

(使用廃止の届出)

第五条 第三条第一項から第三項までの規定によ る表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車 を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を 土砂等の運搬の用に供しないこととなつたとき は、その日から三十日以内、その旨を運輸大 臣に届け出なければならない。

(積載重量の自重計の取付け)

第六条 土砂等運搬大型自動車を使用する者は、 通商産業省令で定める技術上の基準 に適合する積載重量の自重計(積載重量を自動 的に計量するための装置をいう)を当該土砂等 運搬大型自動車に取り付けなければならない。

(使用の制限及び禁止)

第七号 運輸大臣は、土砂等運搬大型自動車等の運搬者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に關し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運搬者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りではない。

一 交通事故を起して人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法第一百七七条の違反行為をしたとき。

二 道路交通法第一百七七条の二第一号の違反行為をし、よつて交通事故を起して人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 道路交通法第一百八条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第九十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起して人を死亡させたとき。

2 警視總監又は道府県警察本部長は、土砂等運搬大型自動車の運搬者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に關し、前項各号のいずれかに該当することとなつたと認めるときは、すみやかに、意見を附して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所を管轄する陸運局長に通報しなければならぬ。

3 運輸大臣は、第一項の処分をしようとするときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。聴聞に際しては、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第八号 運輸大臣は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十二条、第三十二条、第三十五条若しくは第三十七条の規定、同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定又は同法第五十一条の規定に違反する行為があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

第九号 運輸大臣は、第七号第一項又は前条第一項の規定により土砂等運搬大型自動車の使用を禁止したときは、当該土砂等運搬大型自動車の道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による自動車検査証を陸運局長に返納し、又は当該土砂等運搬大型自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずしたうえ、その自動車登録番号標について陸運局長の領置を受けるべきことを命ずることができる。

第十号 陸運局長は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第二十二条第一項の新規登録用帳本を交付しないものとする。

(不服申立てと訴訟との関係)

第十一号 第七号第一項、第八号第一項又は前条第一項の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(協業化等の促進)

第十二号 国は、大型自動車を使用して行なう土砂等の運搬に關する事業(以下単に「土砂等の運搬に關する事業」という。)の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第十三号 国及び地方公共団体は、第十二条第一項の規定による届出をした団体の指導及び育成に努めるものとする。

(土砂等の輸送体系の整備等)

第十四号 国及び地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系を確立するため、鉄道又は船舶による大量輸送を促進するとともに、輸送施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第十五号 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、土砂等運搬大型自動車の使用に關して必要な報告を求めることができる。

第十六号 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、前項に規定する者の事務所その他の事業場又は土

型自動車に取り付け、陸運局長の封印の取付けを受けなければならない。

陸運局長は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第二十二条第一項の新規登録用帳本を交付しないものとする。

第十四号 国は、大型自動車を使用して行なう土砂等の運搬に關する事業(以下単に「土砂等の運搬に關する事業」という。)の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第十五号 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、土砂等運搬大型自動車の使用に關して必要な報告を求めることができる。

第十六号 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、前項に規定する者の事務所その他の事業場又は土

型自動車に取り付け、陸運局長の封印の取付けを受けなければならない。

陸運局長は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第二十二条第一項の新規登録用帳本を交付しないものとする。

(不服申立てと訴訟との関係)

第十一号 第七号第一項、第八号第一項又は前条第一項の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(協業化等の促進)

第十二号 国は、大型自動車を使用して行なう土砂等の運搬に關する事業(以下単に「土砂等の運搬に關する事業」という。)の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第十三号 国及び地方公共団体は、第十二条第一項の規定による届出をした団体の指導及び育成に努めるものとする。

(土砂等の輸送体系の整備等)

第十四号 国及び地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系を確立するため、鉄道又は船舶による大量輸送を促進するとともに、輸送施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第十五号 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、土砂等運搬大型自動車の使用に關して必要な報告を求めることができる。

第十六号 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、前項に規定する者の事務所その他の事業場又は土

型自動車に取り付け、陸運局長の封印の取付けを受けなければならない。

陸運局長は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第二十二条第一項の新規登録用帳本を交付しないものとする。

(不服申立てと訴訟との関係)

第十一号 第七号第一項、第八号第一項又は前条第一項の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(協業化等の促進)

第十二号 国は、大型自動車を使用して行なう土砂等の運搬に關する事業(以下単に「土砂等の運搬に關する事業」という。)の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第十三号 国及び地方公共団体は、第十二条第一項の規定による届出をした団体の指導及び育成に努めるものとする。

(土砂等の輸送体系の整備等)

第十四号 国及び地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系を確立するため、鉄道又は船舶による大量輸送を促進するとともに、輸送施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第十五号 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、土砂等運搬大型自動車の使用に關して必要な報告を求めることができる。

第十六号 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、前項に規定する者の事務所その他の事業場又は土

型自動車に取り付け、陸運局長の封印の取付けを受けなければならない。

陸運局長は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第二十二条第一項の新規登録用帳本を交付しないものとする。

(不服申立てと訴訟との関係)

第十一号 第七号第一項、第八号第一項又は前条第一項の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

砂等運搬大型自動車の所在する場所に立ち入り、土砂等運搬大型自動車、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立入り検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第十七条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、陸運局長又は都道府県知事に委任することができる。

2 第七條第二項、第八條第二項又は第九條に規定する陸運局長の権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(政令への委任)

第十八條 この法律に規定するものは、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十九條 第七條第一項又は第八條第一項の規定による処分を違反した者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又これを併科する。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して、表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二 第九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第九条第三項の規定に違反した者

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関し、第十九條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第二十三條 第三條第一項若しくは第三項又は第五條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條の規定は、公布の日から起算して九箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内、当該土砂等運搬大型自動車について第三條第一項の届出及び申請又は同條第二項の申請をすれば足りる。

3 この法律の施行(附則第一項ただし書の規定による施行をいう。以下この項において同じ。)の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内、第六條に規定する積載重量の自重計を当該土砂等運搬大型自動車に取り付ければ足りる。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七號)の一部改正

(運輸省設置法の一部改正)

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第四十號の二を第四十號の三とし、第四十號の次に次の一号を加える。

四十の二 土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用を規制すること。

(自衛隊法の一部改正)

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。

第一百零四條の次に次の一条を加える。

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用除外」

第一百零四條の二 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第 号)の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第四十號の二を第四十號の三とし、第四十號の次に次の一号を加える。

四十の二 土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用を規制すること。

(自衛隊法の一部改正)

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。

第一百零四條の次に次の一条を加える。

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用除外」

第一百零四條の二 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第 号)の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

理由

最近における土砂等の運搬の用に供する大型自動車による交通事故の発生状況にかんがみ、当該大型自動車による交通事故の防止を図るため、当該大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の育成を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山下委員長 ます、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。古川文吉君。

○古川(文)議員 たいだいま議題となりました土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表いたしまして、私からその提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

わが国経済の驚異的發展に伴い、建設工事は年々増大の一途をたどっており、建設工事量の増大は、これらの建設工事に必要な土砂等を運搬するダンパーカー等の大型自動車の交通量の著しい増大をもたらしております。ところで、これらの土砂等の運搬に関する事業を行なう者は、その大部分が零細規模の事業者であるため、自動車の安全運転管理等が十分に行なわれておらず、また、これらの零細事業者の過当競争は、土砂等の取引価格または輸送料金の低落を招き、その結果、これらの事業者の使用する大型自動車によるスピード違反、過労運転、積載制限違反等の交通違反が増加しているのが実情であります。これらの交通違反は、一方において、国民の社会生活に大きな不安を与え、同時に、他方において、昨年来の愛知県豊田町における悲惨な事故のような重大事故の頻発をもたらしているものであります。

したがって、これらの土砂等を運搬する大型自動車による交通事故を防止することは、今日の社会における急務であると考えられるのでありまして、そのためには、土砂等を運搬する大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の育成をはかること等が何よりも必要とされるのであります。

以上申し述べましたような見地から、このたび土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案を提出いたすこととした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明いたします。

第一に、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故を防止する見地から、その実態を把握するため、土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を使用しようとする者は、氏名または名称及び住所、当該自動車の自動車登録番号、行なう事業の種類、主として運搬する貨物の種類、雇用運転者の労働条件等を運輸大臣に届け出なければならぬことといたしております。

第二に、土砂等の運搬の用に供する大型自動車を容易に認識することができるようになるため、右の届け出の際に、当該自動車一台ごとに運輸大臣による表示番号の指定を受けさせることとし、

第三に、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故を防止する見地から、その実態を把握するため、土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を使用しようとする者は、氏名または名称及び住所、当該自動車の自動車登録番号、行なう事業の種類、主として運搬する貨物の種類、雇用運転者の労働条件等を運輸大臣に届け出なければならぬことといたしております。

第四に、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故を防止する見地から、その実態を把握するため、土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を使用しようとする者は、氏名または名称及び住所、当該自動車の自動車登録番号、行なう事業の種類、主として運搬する貨物の種類、雇用運転者の労働条件等を運輸大臣に届け出なければならぬことといたしております。

指定を受けた表示番号は、自動車の外側に見やすいように表示しなければならないこととしたしております。

第三に、土砂等の過積載を防止するため、土砂等の運搬の用に供する大型自動車を使用する者は、通商産業省令、運輸省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計を当該自動車に取りつけなければならないこととしたしております。

第四に、土砂等の運搬の用に供する大型自動車が悪質な交通違反をし、よって交通事故を起こして人を死傷させた場合または土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用者が運転者の過労運転等をもたらす労働基準法違反の摘発を受けた場合において、当該自動車の使用者の使用する大型自動車による交通事故の発生を防止するため、運輸大臣は、当該自動車の使用者に対し、六カ月以内の期間を定めて、大型自動車の使用を制限し、または禁止することができることとしたしております。

第五に、土砂等の運搬に関する事業の協業化及びその経営の近代化を促進するため、国及び地方公共団体は、中小企業近代化促進法、中小企業近代化資金助成法等により、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとしたしております。

第六に、土砂等の運搬に関する事業を行なう者が、交通事故の防止に関する事業を行なうことを主たる目的として組織する団体の実態を把握するため、当該団体が組織された場合には、当該団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣総理大臣または都道府県知事に政令で定める事項を届け出なければならないこととしたしております。

第七に、右により内閣総理大臣または都道府県知事に届け出をした団体が十分に交通事故の防止に寄与することができるようにするため、国及び地方公共団体は、これらの届け出のあった団体の指導及び育成につとめるものとしたしております。

第八に、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系の整備をはかるため、国及び地方公共団体は、土砂等の輸送について、鉄道または船舶による大量輸送を促進すること等につとめるものとしたしております。

第九に、この法律案の規定に違反する行為について、所要の罰則を設けることとしたしております。

最後に、附則といたしまして、この法律案の第六条以外の規定は、公布の日から六カ月をこえない範囲内において、この法律案の第六条の規定は、公布の日から九カ月をこえない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行することとするともに、所要の経過規定を設けることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

山下委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

山下委員長 次に、本案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。大久保武雄君。

○大久保委員 総理府発表のダンプカー関係資料によりますと、昭和四十二年三月末現在のダンプカーは十四万台、その九一・八%の十三万台は自家用ダンプ、いわゆる一匹オオカミともいわれるものであります。昭和四十一年中のダンプ事故による死亡は五百九十一人、重傷千五百九十一人、軽傷四千二百八十七人、合計六千四百六十九人でありまして、毎日に換算いたしますと、一日に十八人も死傷者を出して居る次第であります。

これを、一日十二時間人間が街頭を歩いていると考えますならば、実に毎時間一・五人、ダンプによって死傷者を出して居る、こういう次第でございまして、まことにおそろしいことであるといわ

なければなりません。さきに愛知県において起こりました学童多数をダンプがひき殺したといったような事故に至りましては、ほんとうに世の人に悲しみと憤りを覚えさせたような次第であります。

そこで、今回、本委員会は、このダンプを中心とした交通事故の防止に関する特別立法をいたすわけでございますが、第一に私がお尋ねいたしましたと考えますことは、ダンプ自動車、この一つの許可または登録という問題がございます。この事業に対しては、本来ならば、免許または登録によつてこの事業を開始して行政の完ぺきを期すべきであると考えております。今回の法律におきましては届け出主義をとりました。これは形式審査ではありますけれども、これはわれわれの終局の目的ではございません。この法律による届け出主義は、届け出ではございません。従来法律とは別に法律に特別に明定してございまして、言ってみるならば、新しい届け出制度であるといつても差しつかえなからうかと考えております。

すなわち、この届け出にあたりましては、命令に関する事項といたつて従来掲記してありましたものを、法律に列記いたしております。列記した中におきまして、たとえば悪質な労働基準法違反の問題でありますとか、あるいは一匹オオカミの無暴なる暴走を規制することも、届け出事項に含んでおられるような次第でありまして、届け出されまされたものは、プロ野球選手のゼッケンナンバー、背番号のように、自動車にはつきりとした番号を表示させて、ダンプを運転する者の事故意識とまた事故の予防に備えたい、こういうことを考

えると同時に、虚偽の届け出をした者に対しては、罰則を適用するといったような新しい届け出制度をつつております次第でございます。これは、従来の届け出から考えましたならば、私は、明らかに一歩前進した一つの制度がここに創設される、このことを運輸大臣はとくと銘記していただきたいと考える次第であります。

しかしながら、私たちは、これでもって満足し

ておるわけではありません。先ほど申しましたように、十四万台のうちの十三万台は一匹オオカミである個人ダンプである。こういうことからいまして、これらが相当な事故を起こして居るといふ実情から見ますならば、これらに対する実態把握をして安全管理を備えた免許というところに将来踏み切つてもらいたいというのが私たちの終局的念願であります。しかしながら、今日一挙にそこまでまいりませんから、新しい届け出制度をつくりまして、この法律を緊急に立法いたしましたと考え次第であります。このダンプの免許制度に対する運輸大臣の将来の考え方を承りたいと思つております。

○大橋国務大臣 ダンプの危害を予防する方法として御提案をいたしておりますこの法案の中に定められた届け出及び表示番号の指定という手続について、立案者の深い意味のあることを承りまして、十分に趣旨に同感をいたしておる次第であります。

私ども、現在の段階で、この問題について、免許制度の採用ということに踏み切るにはいまだ準備が十分ではございませんが、この法案が幸いにして成立いたしましたならば、これが運用に習熟することによりまして、将来必要ならば免許制度への準備体制がよくなつたりで、立法の趣旨を実現するように専心努力いたしたいと思います。

○大久保委員 ただいま運輸大臣の、とりあえずこの新しい届け出制度に慣熟をして、逐次個人ダンプをはじめ免許制度に進んでいきたい、こういう意見の開陳がございましたから了承をいたします。

次に、自重計の問題であります。自重計は本法施行の日から九カ月の間に実施をするということに相なっておりますが、聞くところによりまして、自重計は目下製作の過程にあつて、その完成の日がとかく不明確であるといったようなことも政府から聞くわけでありまして、私たちがこれほど熱心に、このおそろべき事故対策をやつておるの

でありますから、通産省は、少なくともこの法律

に規定されました九カ月という時期におきましては自重計を完成して、必ずこの自動車に取りつけさせる、こういうことに對しても確信があるかどうか、この点についての通産省の見解を承りたいと思っております。

○宇野政府委員 自重計に關しましては、現在某社と電機メーカーが共同いたしましたして研究中でございます。したがって、はたして九カ月に間に合うか間に合わないかということに關しましては、率直に申し上げますと、非常にむずかしいのではないかと思ひますが、重工業局長が参つておられますから、具体的にその状況を説明させていただきます。

○赤沢説明員 自重計につきましては、たゞいま政務次官からお話し申し上げましたように、現在試作品をとりつけまして実験中でございます。なるべく精度のいいものでかつ構造上將來あまり故障が起きないように、また、経費もあまり高くないものというところでございますので、いろいろ問題点はございますが、法律で九カ月と定められておりますので、極力メーカーを促進いたしまして、時間的に間に合うように私も努力し、指導してまいりたいと思っております。

○大久保委員 これは法律がざる法になつてはいけませんので、私たちは絶対にこの法をざる法にはしないという確信を持って委員諸君が立案しておられますので、ぜひとも間に合わせるように手配をお願いしたいと思います。

次に、お尋ねしたいのは、ダンブカーの使用規制等の緊急対策は、この法律とともに強力に推進する必要があると思いますが、根本的には、ダンブ輸送から鉄道または船舶による大量輸送に転換する必要があると思つております。骨材需要は現在三億トン台の需要がございますが、四十五年には更に五億トンにのびるとする骨材の需要があるといわれております。そうしますと、現在でもダンブがこれほどの人命事故を起しておられますのに、需要が三億トン台から五億トン台にふえるということになりましたならば、町にダンブのはんらんはおそろるべきものがございます。そこで、私

どもといたしましては、このダンブをできるだけ少なくし、また、その輸送距離を少なくし、また、従来川砂利が非常に遠隔の地しかないというので、ダンブの輸送が非常に遠くになっておられますから、何とかこれを大きな砕石の山の開発に切りかえて、そうして鉄道あるいは船、こういった輸送力に切りかえる方法はないか。ただいままでの貨物輸送、特に骨材輸送の状況を見ますと、鉄道と船の輸送シェアというものはほとんど変わつていない。九十数%はダンブが運んでおられるということでございます。石炭も斜陽といわれておられますし、船にも国内輸送につきましては若干の余裕船はあるようでありまして、これを何とか鉄道並びに船に転換することについて運輸大臣はどう考へておられるか、見解を承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 お話のとおり、現在骨材の輸送量は国内総貨物輸送量の四分の一にも及ぶ大宗貨物であります。この九四%がダンブ、トラックによる輸送となつております。ダンブカーの事故防止には、使用規制など緊急対策が必要なのはもちろんでありますが、根本的には、たゞいまお話しになりましたとおり、このような大宗貨物は話しにならないかと、このように現状を改善しなければならぬと考えます。

そこで、今後砂利資源が枯渇化し、砕石への転換が進められることを考慮すると、改善の方向をいたしましては、第一には大量輸送を行なうに適した地点に大規模な砕石生産地を開発するという事。第二には、生産地並びに消費地に基地を建設し、基地と基地の間の輸送を鉄道または船舶によるピストン輸送にいたすこと。第三には、大口需要者が率先してこのような骨材を利用する協力体制を確立することでありまして、このように、問題は生産、輸送、消費にわたつておるのであります。運輸省一省だけで解決できるものではございませんが、今後関係各省の協力を得てこのような改善策を進めてまいりたいと思ひます。

○大久保委員 たゞいま運輸大臣から適當なる砕石の産地を開発したいという答弁がございました

が、これは、こういうような業者が中小企業であるといったような關係から、なかなか並みだたいのことではなからうと私は思つております。通産省はこれに對していかなる対策をお持ちであるか、お考えを聞かしていただきたい。

○宇野政府委員 産業構造審議会の骨材小委員会におきまして、いま先生御指摘のとおり、昭和四十五年には砕石の比率を五一%まで持つていきたいというような考え方をいたしておられますので、この見当をつけますと、約一億トンの砕石を新しく早急に開発をいたしていかなくてはなりません。当然その業者は、ほとんどが中小企業でございますので、昨四十一年度に近接法の指定業種に指定いたしましたので、今後協業化を進めるなり、あるいは施設、設備の近代化を進める等、鋭意努力中でございます。

○大久保委員 次に、需要者の中心である建設省にお尋ねしたいと思つております。いま運輸大臣も、この問題は需要家の協力が必要であるという説明がございましたが、何と申しましても、道路公団あるいは国、地方団体の公共事業、そういうような面におきまして、新しく開発された砕石の山から鉄道あるいは海送、そういうものによつて公共事業を進めるといふ体制をつくつて協力してもらわなければならぬわけでありまして、とかく川砂利でなければならぬというふうな仕様書を建設省が出しておられるというわけでございますが、そういうことではなくて、できるだけ砕石を、いま言ったような需要に合わせて使つていく、こういうことについての建設省の考え方、並びに運輸省も、これは輸送關係の監督と同時に、また新しい大口需要の監督もしておられる。たとへて申しますと、新国際空港公団、これあたりはたいへんな、二千数百万トンの骨材の需要があるといつておられる次第であります。運輸省も、運輸大臣も、どう考へておられるか、建設省と運輸省から、この点についての見解を承りたいと思つております。

○澁谷政府委員 骨材問題でございますが、御承

知のように、砂利資源そのものが私底をいたしておりました、しかも、たゞいま御指摘のように、需要は年々非常にふえてまいつております。したがって、建設省といたしましては、骨材として砂利に重点を置くという方針はとつておりませんが、適當な砕石所があればこれを十分に活用してまいりたい、こういう方針で進んでおられるわけでございます。

○大橋國務大臣 新東京国際空港の建設には約二千三百万トンの骨材が必要と見込まれております。当省といたしましては、この輸送を極力鉄道または船舶による集約輸送によつて安全かつ合理的に行なうよう、骨材供給地の選定の問題をも含めまして、輸送体制の整備を現在公団と打ち合わせ中でございます。

○大久保委員 次に、私がお尋ねしたいと思ひますのは、骨材輸送にあたりまして、ダンピング等によつて非常に低廉な運賃でこれを引き受けて、それをカバリーするために、トンボ返りでスピード違反をやる、あるいは積載の制限違反をする、そういうふうなことが大事故の原因になつておられるようであります。

そこで、そのもととなつておられるところの取引の公正ということを保証してやる必要があります。ダンブ業者が零細な、あるいは個人ダンブであつて、大企業から非常に低廉なる運賃でこれを押つけられる、こういうことに対しては、これは何としても、ある程度保護してやらなくてはならぬ面があります。そこで、個人ダンブ業者が協業化した母体が大企業と一定の取引をするといつたような運賃について、これを大企業の圧迫から、零細企業、中小企業を保護する、そういうふうな形の取引の公正化ということについて、これは通産省が運輸省が存じませんが、政府はいかなる対策をお持ちであるか、御答弁を願ひたい。

び運賃を適正化させ、ひいては交通の安全が確保されましよう、行政指導をいたしたいと存じます。

○大久保委員 次に、個人ダンブ等でありましても、そういったような非常に不正な取引、非常にたたく売りをして、そうしてトンボ返りをするというようなことを常習としておって、よって事故を起こして人を死傷に至らしめた者というのは、第七条によって罪状を重くすべきであらう、かように考えておる次第であります。

次に、私は刑法の改正について法務大臣にお尋ねしたいと思っております。

この国会におきましては、通学路の緊急整備でありますとか、道交法の改正でありますとか、あるいは今回のダンブ対策でありますとか、交通事象に対する一連の緊急立法が次々と成立いたしておるのであります。しかるに、ひとり刑法の改正だけが、承るところによりますと、これは今国会で成立しないということで、きわめて私たちは遺憾であると考えておる次第であります。とうとう生命を失い、あるいは一生を不具廢疾に泣いておる人はたくさんあります。これは、言ってみるならば、命を落としたのだから死刑にもひとしい、あるいは一生不具廢疾になれば無期刑にもひとしい、そういう被害を与えておきながら、与えた運転者は三年以下の禁錮あるいは五万円以下の罰金ということである。これは明治四十年、東京に自動車十六台しかなかったときの法律であります。現在日本に九百万台からの自動車が増えて、こういったような時代において、こういった罪と罰とのアンバランスをそのままにこの国会を終るといふことは、われわれ交通安全、交通事故対策に取り組んでおります者といましては、まことに残念千万なことである。

そこで私は、法務委員会におきましては、毎国会で努力されて継続審議にされながら、これが次々の国会に延びていくことは遺憾であります。継続審議としておるうちにこれが消えてなくなるといふことでは、私たちは、法律のプラン

スからもおかししいし、あるいは交通事故被害者に対して申しわけないと考えております。国民もこれを要望しておると考えております。法務大臣は、今後この継続審議の案件に対していかなる考え方をもって今後対処されるか、明確な所信を表明されたいと考える次第です。

○田中国務大臣 私の所管であります刑法の一部改正の法案は、ここに御審議をいただいております。ダンブによる交通事故の防止に関する特別措置法と並んで重要な交通対策に意義を持つ法案である、こう私は信じております。かく信じておりますがゆえに、今国会早々より、三度目の法案を提出いたしました。すでに委員会に出まして答弁をいたしましたこと十回近くに及んでおります。十分時間をかけて審議を尽くしていただくように、法務大臣といたしましては、全力を傾けて、お願いもし、苦心も重ねておるわけでございしますが、申しわけのないことには、私の努力不足の結果、昨今に至りましてこれは継続審査としよう、衆議院の継続審査という方針が理事会において昨今取り決められたのでございます。この方針のごとく本会議で議決していただくことができますならば、今国会は継続審査ということにならざるを得ない見通しでございます。

ただ、継続審査であります。いろいろ法務大臣からも所見を皆さんに申し上げまして、野党の皆さんにもお願いをしたところでございますが、次の国会においては優先的に審議に入っていただく、こういうことで、いままでの審議を無にしないう、生かしていただくという方針をほぼ取りきめをいただいております。という事情でございますから、おくれはいたしますが、国会の情勢はこれで会期の再延長がないものといえます。非常に近い時期に臨時国会を開かざるを得ない場合に立ち至るかと存じます。そういう情勢で、近く開かれるであろう臨時国会においては成立の見通しは十分に立っております。こういう了解のもとに、継続審査という理事会の御決定はやむを得ないものと私は承知した次第でございます。

ます。申しわけのない点でございますが、それで安心をさせませんで、来たるべき臨時国会において最善を尽くして審議を促進をしていただき、御期待に沿うべく、本件の法案とともに肩を並べて交通対策の事故防止にお役に立ちますように、この法案を生かしていくことに最善の努力を尽くすことをお誓いを申し上げます。

○大久保委員 たいま法務大臣の、来たるべき臨時国会におきましては必ず通過させるように最善の努力をするということを信頼いたしまして、期待を申し上げておきます。

最後に、お尋ねしたいと思っておりますのは、この法律の実効を確保いたしますためには、あるいは届け出の受理、表示番号の設定、事故を起こした使用者に対する罰則の適用等、いずれも相当重要な業務が関係当局に課せられることになるわけでありま。この法律は、人命にかかわる重要な法律案件でございます。法律は通ったけれども一向に実効があらぬということになりま。これはまことに申しわけない次第でございます。そこで、私どもといたしましては、この法律が実効を確保できるように、それに必要な定員、あるいは予算措置というものは、当然私はずけなければならぬ。本来ならば、この法律に關係省の設置法の改正の定員まで明文化して私たちがこの法律をつくりたかつたわけでありま。しかし、国会末期におきましてその時期がございせんので、やむを得ず私たちがこの定員の明記ということはこの法律には書かなかつたわけでありま。

そこで、この点に關しましては、私は關係大臣におきましてぜひともこの法律の実効を確保するために必要な予算なり定員の措置を講ずるといふこと、並びに、先ほど運輸大臣からお話がありました鉄道並びに船舶に転移していきます、あるいは、砕石山の開発をするという際におきましては、それに必要な融資その他の助成措置が必要だらうと私は思っております。そういう点もあわせまして、この法律の実効を確保するに必要な

定員その他の予算、金融、税制の措置というものを対して、いかなる考え方を持っておられるか、それに対する気がまえにつきまして、統一して総理府総務長官から御答弁を願いたいと思ひます。

○塚原国務大臣 たいまの御質問につきましては、この法律の実効を期するよう努力いたしたいと考えております。

○大久保委員 終わります。

○山下委員長 次に、山田耻目君。

○山田(耻)委員 たいま大久保委員のほうから重要な点について大体質問され、答弁がございしたので、時間もございませぬから、数点について政府側の見解をただしておきたいと思ひます。もちろん、この法律は議員立法でございますので、そういう立場で政府の見解を強くだしておきたいと思ひます。

いま大久保さんのほうからお話がございまして、非常に苦勞してつくった法律でございます。また、今日の交通戦争と呼ばれるほど激しい被害を受けております。この被害の現状をこれ以上放置することはできない。むしろ交通事故は、天災ではなくて人災なのであるから、これは当然政府の行なう施策の中において解決する以外にないという立場で立法されておりますので、政府としても十分実効があらぬように、しり抜けにならないように協力をいたたく立場から御答弁いただきます。

まず最初に、労働省からお伺いいたしますが、この法律のたてまえの中に、第七条で、事業所いわゆる事業主に対して、運転者と同様にやはり制裁を加えるという立場を取り上げております。しかし、これは道交法上の違反を犯した結果に対して、六月以内の禁止並びに制限を行なうというものでございます。したがって、それだけでは不十分でございます。本法律の基本の精神というものは、事故を起こさないように、未然に防ぐ、予防することがきわめて大切であるという立場に立っておりますから、当然事業所に対しては、労働基準法上の順守という立場をとらざるを

得ません。そこで第八条を起こしまして書き上げてございませぬが、五条の強制労働、三十二条の労働時間、三十五条の休日、三十七条の夜間の勤務に対する賃金の割り増し、五十一条の就業の禁止、四十条の労働時間と休憩の特例、これだけを八条の中に挿入をいたしました。この事項に違反をしたときには、七条一項に示す六カ月以内の事業の禁止を行なうことになる、こういうふうに事故を防ぐための事業主の規律というものを確立をいたすことになりました。

そこで、お伺いしたいのですが、今日の基準監督を監督署が中心になってやるわけでございますが、そういう労働省所管の出先をうんと強化をしていただいて、指導なり監督というものを十分していただかなければなりません。せんだってお流しになりました二・九通達というものが名目上にとどまっておるとしりやうあるのでございませぬから、この法律の趣旨に従つて思ひきつた指導監督の強化、ときによつては立ち入り検査、こういうものをおやりになって、法律の趣旨に沿ひいただけるかどうか、その決意と見解を述べていただきたい。

○海部政府委員 山田委員御指摘のとおり、自動車事故の防止のためには、労働基準法に定めておられます、たとえば労働時間であるとか、あるいは賃金体系等にいたしましても、未然に事故予防の観点から、労働基準法において徹底的にやらなければならぬことは全く同感でございませぬ。特に、今回労働基準法のこういつたいろいろの労働者保護の規定が有効に措置されるような法律ができるということは、まことに時宜を得たものであると私も考へております、現に二月九日に出しました自動車運転者の労働時間等の改善基準に關しても、その後一斉に一万二千事業場にわたる実施をいたしてございまして、監督もこれからできるだけ強化をして、法律の趣旨に沿うように、労働省といたしましては全力をあげてやつていきたい、こう考へております。

○山田(社)委員 事業所の労働基準法違反は、統

計によりますと六割近くになっておりますので、重ねてその点については答弁は要りませぬけれども、十分指導監督を強めて、事故を未然に防ぐように、ひとつ強い指導をお願いしたいと思ひます。

次に、建設省にお伺いいたしますが、これも大久保さんの質問の中にごさいましたが、若干付言をいたしておきます、いわゆる大手業者が最近みずからの代車として一匹オオカミを使つておるわけですが、そこに一つの料金引き下げの実態なり、あるいは過当競争の実態が起つております。この中から事故を誘発したしております。こういうことをこれからのような形で取り締まりを検討なさるか。いわゆる事故を防ぐという立場に立つて、建設省の見解を述べていただきたいと思ひます。

○濠谷政府委員 いわゆる一匹オオカミのような業者の協業化あるいは近代化ということにつきましても、先ほど運輸大臣から答弁があつたわけですが、ただいま御指摘のように、大手の業者がいわゆる一匹オオカミのダンブ業者を使つて、それが過当競争になつておるといふような実態もございませぬので、取り締まりという立場にはございませぬけれども、行政指導を通じまして、できるだけ大手業者のそういう事故の発生を防止できるように、極力強力な行政指導を行なつてまいりたいと思ひます。

○山田(社)委員 この国会には間に合はないかもしれませんが、そういう行政指導の基準と申しますか、通達の写しを本委員会に御提出いただくようをお願いいたしておきたいと思ひます。

それから、運輸大臣にお伺いいたしますが、さつきからもしばしばやりとりがございまして、この法律の実効をあげるためには、運輸省の格段の御努力をひとついただかなければなりません。具体的にそのことを大久保委員も指摘をいたしておりましたが、人の問題であります。全国九陸運局、五十二陸運事務所、これだけの事務所で大型トラックなりダンブカーについてのいろいろ

なこの法律に基づく措置を行なうわけでありませぬが、いろいろと運輸省も、法律は通つた、六カ月後に施行される、さて何にもできない、こういう關係になつたのでは、これだけ交通事故で國民に心配をかけておるのを、紙をつくつて法律を書いて、それでアリバイをつくつたということにどめてはなりませんから、具体的に実効あるものにしたさなければなりません。そのためには、当然いわゆる設置法の改正をして、定員を充足していかなければなりません、大体どれくらい必要か、必要と思はれるか、その立場をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 本法案の実施につきましては、陸運局、陸運事務所を通じて、少なくとも百名以上の大幅な人員の増加が必要と考へております。

○山田(社)委員 私もうこの仕事について過去に経験がございませぬ、私が考へてみましても、やはり最低百名はどうしても補強しておかなければ、この法律の実効をあげることはできないと判断いたしました。

そこで、ひとつこの法律の施行がなされますのは、自重計を除いて六カ月以内でございませぬ。ちようど六カ月以内には、これも間違いない方向として推測されますのに、補正予算を組む時期がございませぬ。この時期には、責任の省として当然補正予算を組む、そういう定員措置を御要求なさるものと私は判断いたしますが、そのような手続をおとりになる御決意でございませぬか、お伺いいたします。

○大橋國務大臣 来年度の予算要求につきましては、ぜひ本法実施に必要な人員は計上いたしたいと思つております、また、本年度の人員につきましては、よく大蔵省と協議をいたしたいと思ひます。

○山田(社)委員 最後に総理府長官にお伺いいたしますが、交通安全の主管の大臣として、ただいま私が申し上げました幾つかの事柄の中で、特段、政府の筋として実現のために御努力をいた

かなければならないのは、いまの予算の問題であります。大蔵省との相談も当然必要だと思ひますけれども、総理府長官として、政府をその意味で代表する立場から、少なくとも補正予算の際にあらたは、この法律がみごとに、しり抜けにならないように、充足された形において政府が責任ある措置をする、こういうふうな決意を伺つておきたいと思ひます。

○塚原國務大臣 この特別委員会が超党派的に非常に熱心に論議され、法案を二つまでもお出しになりましたことに対しまして、私は心から敬意を表するものであります。交通対策本部長といたしまして、総合調整の立場から、各省と緊密な連絡をとりながら、非常に大きくなりつつある政治問題としての交通問題に対処しておるわけでありませぬが、この法律ができました以上、この実効をあげるための努力をいたすことはもちろんでありませぬが、いま御質問の趣旨に關しまして、関係省庁とよく連携をとりまして努力していく考へてございませぬ。

○山田(社)委員 以上で質問を終わります。

○山下委員 春日一幸君。

○春日委員 いまや交通の問題がだんだんと激甚の度を加へてまいりまして、これが生活不安、社会不安の高まりを見せてまいりました。本委員会は、設置されて以来、ここに政策議論の重点を置いて、各党とも熱心に御努力、御検討を賜つてまいりましたのであります、ここにその交通禍の大いなる部分を占めております土砂等を運搬する大型車の操業並びに営業状態等について、特に安全操業を確保することのために必要な措置としてこの法案が提出をされましたことは、これましく全国國民の興奮、負託にこたえるものといひまして、同僚各位とともにまことに欣快にたえないところでございませぬ。したがいまして、私は、ただいま法の条文以外に若干残されておりました疑義については、大久保委員並びに山田委員の質疑によつて明確になりましたが、なお一点だけお伺いをいたしまして、その点を明

らかにしておきたいと存するのでございます。

その問題点は、いわゆる業者団体の機能並びにそれに対処する国、公共団体の助成についてでございます。御承知のとおり、このような法律によつてさまざまな安全規制がされるわけではございませんが、ただ法律や行政庁だけによつては、なかなかその政策目的を十分に遂げることはできません。そのようなおもんばかりから、この第十二条、すなわち業者団体みずからが安全確保のための自主的な措置をとることがここに明示されておるのでございます。ここに示されておられます事柄は、みんながどうしたら事故を未然に防止することができるとかというような業者責任感の上に立つての事務措置、また、国並びに公共団体の行政措置に対する協力ということがうたつてあるわけでございます。この業者団体が、業者責任の上に立つてそのような貢献をなされるならば、私はこの法の目的はさらに完べきを期し得るものと考えられますので、この団体の活動にも多くの期待が寄せられておると思つてございます。かくて第十四条にはこれに対します指導及び育成ということが書いてあるのでございますが、この中身は、具体的にどのようなことが構想されておるのであるか、この点を古川議員にお伺いをいたしたいと思つております。育成いたしまするためには、何といつても先立つものはそれらの事務経費でございましょう。集会をいたしましたり、研修をいたしましたり、あるいはまた、さまざまの伝達をいたしましたり、これには先立つ事務経費もかかるのでございましょうから、そういうものに対して、このような国家的、民族的使命をになわせようといはしますれば、国は、当然の事柄として、それに必要な助成が行なわれてしかるべきものと考えるのであります。提案者はこれについてどのような事柄を構想しておられるのであるか、この一点についてお伺いいたしておきたいと思つております。

○古川(心)議員 春日さんも御承知のとおり、土砂等の運搬に関する事業を行なうものは非常に

零細企業が多いわけでありまして、経営の面からいいたしても、協業化を十一條でうたつておられますと、同時に、奨励しなくてはなりません。それから同時に、零細企業でありまうるために、みずから交通事故防止に関するいろいろな対策を講ずるといふことはむずかしいことで、これらの零細企業者が互いに集まって団体を組織して、そして交通事故防止に関する事業を行なうことを主として目的として団体を結成されるということ、また、ことに望ましいこととございます。したがつて、十二條の規定は、そういう趣旨でこの団体に関する規定を設けてあるわけですが、御指摘の十四條につきましても、「国及び地方公共団体は、第十二條第一項の規定による届出をした団体の指導及び育成に努めるものとする。」という規定になつておりますから、もちろんその事業の内容につきましても、文字どおり指導育成することも一つの大きな仕事だと思つておられるが、さらに、ただいま御指摘のありましたとおり、こういう団体が健全に運営されるためには、やはり事務費その他の経費もかかりますし、他の団体につきましても、こういう団体には国が補助金を出す、こういうことがあるわけでございます。われわれといたしましても、そういう方向に向かつて努力いたしたい、そういう所存でございます。

○山下委員長 丹羽久章君。丹羽君に申し上げますが、本会議が定刻より始まるのでありますから、それまでの間に議決を行なわなければなりませんから、そのつもりで質問をお願いいたします。

○丹羽(久)委員 委員長のことばを了承いたしました。質問をいたします。

建設省に特にお尋ねをいたしたいと思つております。これは、こうしたい法案がつくられたことにつきまして、私も、私も特に喜びにたえない次第であります。いままでの大型ダンブといったような土砂運搬に対しては、それぞれがかってというか、ある程度の積載量のオーバを見込んで、そして単価を争つてやつたのですけれども、こういう規制

がきちつとされ、そして人命尊重の上から、それそれが自衛をいたしてまいりますと、相当大幅な値上がりというものを考えなければならぬようになってくるけれども、いままでおりのような予算単価を計上せられておつては、業者も非常に迷惑をするし、またもぐり的な運営をするような状態になつてくると、罰則はいかにきつても、それをあえてしてもやめていかなければならぬというふうな事態になつては、この法律ができて、法律の趣旨が徹底しない。そういうふうなことにありますけれども、それについて、今後の設計単価に対しては、いままでよりは上回つたこれに對するある程度の設計増額を考へられる考へを持っておられるのかどうかという点だけをお聞きしておきたいと思つております。

○大津留説明員 御指摘のとおり、発注単価が適正でございませんと、そのしわが砂利業者のほうにまわりますから、発注者といはしましては適正な価格で積算いたしたい、こういうふうな考へております。

○山下委員長 他に質疑はありませんか。なければ、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○山下委員長 次に、本案を討論に付するのでございますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入りたいと存じます。

大久保武雄君外十名提出にかかる土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山下委員長 起立議員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○山下委員長 この際、大久保武雄君、山田壯目君、春日一幸君及び松本忠助君から、四派共同提出をもちまして、本案に対し附帯決議を付すべし

との動議が提出されております。本動議を議題とし、その趣旨説明を求めます。

○大久保武雄君 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表してその趣旨を説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本案施行にあたり、次の事項について必要な措置を講ずべきである。

一、本法の実施による陸運事務所等の事務量の増加については、本法の効果的な運用を確保するため、必要な予算及び定員の確保に努めること。

二、土砂等の価格が、大型自動車による交通事故に關係する実情にかんがみ、土砂等の取引關係の適正化について、必要な対策を検討すること。

決議案の内容につきましては、ただいまの質疑等で明らかになつたことと思つておりますので、説明を省略いたしますが、何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○山下委員長 本動議について採決いたします。本動議のとおり決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は、大久保武雄君外三名提出にかかる動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、政府当局から発言を求められておりますので、これを許します。塚原総務長官。

○塚原國務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、政府としても、御趣旨に沿うよう、十分検討し、努力いたしたいと思つて

八



す。

○山下委員長 大橋運輸大臣。

○大橋國務大臣 たいだいま慎重御審議の上御採決の運びとなりまして、まことに喜ばしく存じます。

本法の実施につきましては、政府当局といたしましては、その趣旨を尊重し、誠意をもって御期待に沿うべく努力する所存であります。しかしながら、附帯決議にもありますとおり、本法の実効をあげるためには、陸運事務所等の定員予算につきましては、十分な措置を講ずることが絶対に必要であると考えます。この点、運輸省におきましても極力努力いたしますが、なお、本委員会におかれましても、今後とも一そらの御協力をいただきますようお願いいたします。

○山下委員長 おはかりいたします。

ただいま議決されました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山下委員長 次会は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会



第二類第八号

交通安全対策特別委員会議録第十五号

昭和四十二年七月十九日

昭和四十二年七月二十六日印刷

昭和四十二年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局